

仕事と子育ておよび介護の両立支援のさらなる充実を図り、教職員全体が働きやすい環境をつくることによって、教職員全員が自らの能力を発揮できるような雇用環境を整備するため次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日～平成37年3月31日まで

2. 内容

目標1：子育てを行う労働者の仕事と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備を行う。

- 対 策：平成27年4月～ 育児・介護休業規程の内容について、特に男性教職員へ告知および職場内の意識啓発を行う。
- 平成27年4月～ 特に男性教職員における子の看護休暇の取得を促進させる。また、相談体制を整備する。
- 平成27年4月～ 引き続き女性教職員の育児休業取得率100%の維持のために情報等を提供する。また、相談体制を整備する。
- 平成28年4月～ 特に男性教職員の育児休業取得を目指す。
- 平成30年4月～ 特に男性教職員の育児休業取得を促進させる。
- 平成32年4月～ 看護休暇等その他の休暇が取得可能な者において、取得者の率を100%にする。
- 平成32年4月～ 特に男性教職員の育児短時間勤務の取得を促進させる。
- 平成34年4月～ 育児休業および育児短時間勤務の取得において、より進んだ先進的事例や、諸問題等の情報収集を行う。
- 平成35年4月～ 育児休業および育児短時間勤務の取得において、情報収集の結果を分析し、労働環境に適合できるような、現規程の内容をより上回る制度の検討に入る。
- 平成36年4月～ 育児休業の取得および短時間勤務において、現規程の内容をより上回る制度の施行を開始する。

目標2：介護を行う労働者の仕事と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備を行う。

- 対 策：平成27年4月1日～ 介護休業の取得にかかる先進的事例や、諸問題等の情報収集を行う。
- 平成30年4月1日～ 介護休業にかかる情報収集の結果を分析し、労働環境に適合できるような法令を上回る規程の検討に入る。
- 平成33年4月1日～ 介護休業にかかる法令を上回る内容の規程の整備を進める。
- 平成35年4月1日～ 介護休業にかかる法令を上回る内容の制度の施行を開始する。

以 上